

技術提案に係る質問への回答

質問No.	質問項目	質問内容	回答
1		搬出入車両のルートは決まっていますか。	搬出入車両の通行は、地元との申し合わせがあるため、添付資料（搬出入車両ルート、校地配置図）により行ってください。
2		搬出入車両通行時間帯の規制はありますか。	校内への搬入は、8時15分から17時までの間に行ってください。搬出は、作業終了後、速やかにお願います。なお、搬入に際し近隣道路で待機することはお控えください。
3		作業が禁止される期間はありますか。	学校閉庁日（令和7年12月29日～令和8年1月3日）は、原則、作業ができません。また、試験時など学校行事により、騒音を伴う作業は控えていただく場合があります。
4	(別紙-1)仕様書P4 5仕様	サッカーゴール等備品を移動する際、保管場所を施工範囲外に設けることはできますか。	屋外運動場南側校地の一部を利用することができます。別添資料（校地配置図）を参照ください。
5		現場事務所は学校敷地内に設けることができますか。	屋外運動場南側校地の一部を利用することができます。別添資料（校地配置図）を参照ください。
6		工事関係者通勤車両は学校敷地内に駐車することができますか。	屋外運動場南側校地の一部を利用することができます。別添資料（校地配置図）を参照ください。
7		屋外にあるトイレはお借りできますか。	屋外のトイレを使用することは可能です。
8		同時期に他工事の予定はありません。	現時点において、他工事の予定はありません。
9		仮設安全設備はどの程度を想定していますか。	施工箇所においては生徒等の第三者の進入を防ぎ、資材運搬等の供用通路部においても安全対策の考慮をお願い致します。
10	(別紙-1)仕様書P1 4工事内容	(3) 設計・施工 オ 練習走路改修の洗浄にて使用する水はグラウンド散水設備又は、給水設備の水を使用してもよろしいでしょうか。	使用することは可能です。
11	(別紙-1)仕様書P1 4工事内容	(3) 設計・施工 オ 練習走路改修において、トップコート吹付とありますがローラー塗布でもよろしいでしょうか。	使用する製品の施工方法に沿った工法で構いません。
12	(別紙-1)仕様書P2 5仕様	(1) 目的物に関する事項の【既設人工芝を撤去した時点の確認項目】に傾斜、平坦性、基盤の透水性の3項目ありますが、測定頻度はJFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドラインに基づく頻度でよろしいでしょうか。 (別紙添付JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドラインP38 測定位置①～⑥の6箇所)	JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドラインに準じた頻度（6箇所）で行ってください。なお、砂入り人工芝の取り合部等は別途協議します。

技術提案に係る質問への回答

質問No.	質問項目	質問内容	回答
13	(別紙-1)仕様書P25仕様	(1) 目的物に関する事項の【既設人工芝を撤去した時点の確認項目】に傾斜の基準値が0～0.4%とありますが、JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドラインでは0～1.0%とあります。必要に応じて傾斜は0～1.0%以内で計画してもよろしいでしょうか。 (別紙添付JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドラインP8 表3)	現況の基盤勾配が0.4%であるため、傾斜基準値は0.4%上限としております。ただし、取り合部等は必要に応じ協議となります。
14	(別紙-1)仕様書P45仕様	(5) 施工に関する事項 エ 運動用具等の移動について、物置やサッカーゴールなどの仮置場所はありますか。また、場所はどこですか。	屋外運動場南側校地の一部を利用することができます。別添資料（校地配置図）を参照ください。
15	様式6 技術提案書等提出届	4 技術提案書（任意様式）※様式10 を含むとありますが、枚数に決まりはありますか。	枚数には決まりはありませんが、プレゼンテーション時間内に説明ができる範囲で作成してください。
16	プロポーザル実施要領8	プレゼンテーション時、技術提案の説明資料にて補足してもよろしいでしょうか。	プロポーザル実施要領10プレゼンテーション審査(5)記載の通り、説明は事前に提出された技術提案書に記載されている内容のみとさせていただきます。
17	プロポーザル実施要領8	(6) その他 ア 技術提案は1 者につき1 提案とすることとありますが、人工芝の提案で1、工法の提案で1、合わせて2 提案になるのでしょうか。	人工芝や工法を含め事業者として一つの提案を求めるものです。
18	(別紙-1)仕様書P1	既設下地の撤去残土は通常残土でしょうか。それとも産業廃棄物扱いでしょうか。	仕様書に下地掘削は含まれておりませんが、掘削処分が必要となった場合として回答します。 下地に固化剤を施工している箇所については、産業廃棄物として処理し、通常の碎石路盤構造の箇所は、土砂として取り扱ってください。 現況の施工区分については、参考資料の竣工図内の「舗装区分図」をご参照ください。